

● JKK住宅入居者の要件（単身者）

申込日現在、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 単身者で八王子市内に3年以上居住していること

- （1）単身者（原則として申込時に同居している親族、配偶者またはパートナーがいない方）で、八王子市内に引続き3年以上（ただし、引揚者は3年以下でも可）居住している成年者（20歳未満の既婚者も含む。）で、そのことが住民票で証明できること。
- （2）外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に3年以上在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 下記の（1）か（2）のいずれかに該当すること

- （1）高齢者
60歳以上の者
- （2）障害者
- ア 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
- イ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けている者
- ウ 知的障害でイの精神障害の程度に相当する程度
（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）の者
- ※手帳の交付を受けてない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の1款病以上の者

【注意事項】

※ 夫婦が別居する申込みはできません。

3 住宅に関わる支援給付を受給していない者であること

生活保護法に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する住宅支援給付を受給していない者であること。

※生活困窮者住居確保給付金については、資格審査時の状況で判断します。

4 所得が所得基準内であること

申込者の年間所得が所得基準表の範囲内であること。

⇒所得基準表の見方、計算方法については「所得基準表について」をご覧ください。

5 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）は申込みできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

⇒資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合。

⇒資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

※ 現在、親族と同居している方は、次のいずれかに該当する場合に限り、申込みことができます。

ア 居住している住宅が狭い。（お住まいの住宅の住戸専用面積が次の表にあてはまること。）

入居資格基準表（住戸専用面積には、バルコニーは含みません。）

一緒に 住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に 住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	67㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

イ 離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。）

ウ 同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤又は就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

6 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

● JKK住宅入居者の要件（2人以上世帯）

申込日現在、次の1～7のすべてにあてはまる必要があります。

1 八王子市内に3か月以上居住していること

- （1）申込者本人が八王子市内に3か月以上居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- （2）外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 下記の（1）～（3）のいずれかに該当すること

- （1）高齢者世帯
申込者本人が60歳以上の者であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。
 - ア 配偶者（内縁及び婚約者、パートナーを含む。）
 - イ おおむね60歳以上の者（申込期間内に57歳以上の者）
 - ウ 18歳未満の者
 - エ 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
 - オ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
※手帳の交付を受けてない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
 - カ 知的障害でオの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）
- （2）障害者世帯
申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること
 - ア 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
 - イ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
※手帳の交付を受けていない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
 - ウ 知的障害でイの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）
 - エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の者
- （3）子育て世帯
18歳未満の子がいる世帯（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯）

3 住宅に関わる支援給付を受給していない者であること

生活保護法に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する住宅支援給付を受給していない者であること。

※生活困窮者住居確保給付金については、資格審査時の状況で判断します。

4 同居親族がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（外国人については、申込時点に在留資格があり、住民票またはその他の書類等で確認できること。）

（１）現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）

イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

ウ 独立して生計を営む２親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または２親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。
ただし、入居しようとする世帯が１４ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、３親等内の血族または姻族の範囲内とする。

（２）（１）のほか、次の方は申込みができます。

ア 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

イ パートナーシップ関係の相手がいる方の場合、指定のパートナーシップ受理証明書等で確認でき、戸籍上の配偶者がいないこと。

（３）次の例のような家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み。

イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

※ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

※ 離婚予定の方は、資格審査時に離婚の成立が確認できること。

※ 出産する予定の方（世帯）は、出生予定の子も家族数に含みます。

5 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。

⇒所得基準表の見方、計算方法については「所得基準について」をご覧ください。

6 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅）の入居者は申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みできます。

（１）住宅または土地の所有者（入居しようとする親族に所有者がいる場合も含む。）

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、
家賃補助対象住宅に入居後２か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
⇒資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合。
⇒資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅（都営住宅・市営住宅）の入居者は次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。

※ 市営住宅の木造住宅に入居されている方は下記の区分に該当しない場合でも申込みことができます。

住 宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上。
	ひとり親世帯	申込者本人に配偶者（内縁及び婚約者、パートナーを含む。）がなく、同居親族が20歳未満の子だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。
		ア 配偶者（内縁及び婚約者、パートナーを含む。）
		イ おおむね60歳以上の者（申込期間内に57歳以上の者）
		ウ 18歳未満の者
		エ 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
		オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
		カ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。
		ア 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
		イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
		ウ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
		エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の者
	多子世帯	申込者に18歳未満の者が3人以上いて、その全員が家賃補助対象住宅に入居できること。
	生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援を受けている世帯であること。
公営住宅	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下表の入居資格基準表にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分（身体障害者手帳の交付を受けている方は60分）以上かかる場合で、家賃補助対象住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。
居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者及び障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要とする場合 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるバリアフリー仕様住宅のみです。	

入居資格基準表（住戸専用面積には、バルコニーは含みません。）

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	67㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

7 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。